村芝居と祭礼

——筑前福岡藩領の舞台・芝居・役者——

宮崎克則

はじめに

小学校に入る前だったか、家族とともに重箱を抱え、莫蓙をもちムラの神社へ行った。境内に莫蓙を敷き弁当を食べる傍らで、大人たちは酒を飲み、舞台では何かしら踊や芝居が行われていた。一度だけその舞台で踊らされたことがあるが、今は舞台も行事もなくなっている。このムラは今の大字にあたる、江戸時代の村である。産土神・氏神・鎮守と呼ばれる神社はほぼ全国の村々にあり、村の住民を氏子として祭礼が続けられてきた。年数回から十数回の祭礼は大祭・小祭に分かれ、多くは春秋に大祭が催される。明治以降の町村合併後も江戸期以来の村を単位に祭が行われている。経験した祭が何の祭礼であったか、どんな神事が行われていたのか知らないが、その場面は、村人が演じ村人が見物する祭として記憶に鮮明である。村の祭礼で芝居が演じられるようになったのは何時頃からか、どのように変化してきたか、どんな芝居を誰が演じたのか、そして祭は村社会にどんな意味をもっているのか。これらのことが、村の史料に残された祭や芝居の記事を見るたびに、昔の記憶とともに浮かんできた。

近世中期以降の祭は娯楽性を増大させたといわれる。祭は見物的性格を濃厚に帯び、旗幟が立ち並び、軒並み提灯がともされて神幸路を照らし、華美な御輿や山車が曳き回され、歌舞伎や人形浄瑠璃等の芝居が盛んに演じられた。

福　岡　県
山　口　県
小野田市
下関市
玄　界　灘
響　灘
周　防　灘
北九州市
戸畑
遠賀郡
宗像市
小倉北区
小倉南区
直方市
飯塚市
田川市
山田市
行橋市
豊前市
中津市
築上郡
嘉穂郡
田川郡
福岡市
博　多　湾
唐　津　湾
糸島郡
福岡
博多
奈多
姪野
今津
志賀
箱
岡船寺
前原市
太宰府市
春日市
小呂島
相島
大島
N

本稿関連の地名

祭の祝祭性は、神饌や祝詞奏上などの儀式性とともに、祭を構成する二大要素である。[1]儀式や神事芸能については民俗学が、祭礼組織については宮座研究があるが、[2]村祭で催された芝居についての研究はそれほど豊富でない。[3]江戸期から最近まで、村祭の祝祭性を彩ってきた芝居について、筑前国福岡藩領の村々を対象に検証してみよう。

一　芝居と舞台

(1)（富永『日記』）

福岡市西区周船寺は福岡から唐津へ通じる唐津街道沿いの村であり、明治初年には戸数六二戸、人口二七八人の村であった。[4]ここで農業を営むかたわら酒造業もおこなっていた富永延蔵は幕末期に詳細な『日記』を付けている。[5]数点しか現存していないが、安政三年（一八五六）七月中旬の記事を紹介しよう。

【七月十七日】

盆綱引きの盆行事も終わった周船寺村では、この日から丸熊穴観音の祭礼が始まる。儀式内容は不明ながら、この祭りでは「手踊り」が催される。今年から娘「お岩」も「手踊り」に参加しており、富永はその様子を「年六歳にて芸術未熟なれ共、甚愛有て所々より花の品を貰ふ事夥し」と記す。周船寺の子供たちによる踊があり、たくさんの〈おひねり〉を貰ったのであろうか。当時二六才であった富永は娘の初踊に感激した。夕方から始まった「手踊り」の終わり際、村役人が中止を命じたが、村人たちは会場を村内の妙正寺に移して続けている。「至極愛有て面白し」の踊であった。

【七月十八日】

前日に引き続き夕方から妙正寺で「手踊り」が始まった。同じ内容ながら、「前夜よりも余程熟し見るにたれり」であった。通常ならば他村からも見物人が来るが、今年は倹約期間中であり、そうした来客はなく「さびしき」祭りであった。

【七月十九日】

夕方、隣村の飯氏村から「手踊りの持出し」があった。飯氏の「手踊り」が周船寺で上演されたのである。富永の記憶では、こうしたことはこれまでに一度もなく「未聞の珍事」という。さすがに周船寺よりも上手であり、「遥か増りて見るに面白かし」と記す。周船寺から花代として酒二升を手渡した。飯氏の「手踊り」が終わった

後、富永はじめ周船寺の人々は近くの今宿へ出かけた。同村の「村踊り」を見物するためである。理由は「当年ハ舞台廻り一切新に出来、甚能熟し候由評ばん、殊に千代萩の芸代故」であった。舞台を新築し、芸も上達したとの評判があり、とくに外題が千代萩であった。芝居好きの富永らは楽しみにして歩いていったが、途中で「面目なき体」で帰る人々に出会い、光も消えていたので帰ってきた。彼は「気之毒の体たらく」という。

丸熊（隈）穴観音は周船寺の東側にあり、近世初期に発見された五世紀の前方後円墳の上に建つ。この祭礼で「手踊り」が催される。「俄踊」「仕組踊」とも称され、子供たちの舞踏のほか若者による芝居が演じられた。今宿の「村踊り」は千代萩を演じる歌舞伎であり、福岡藩の村々では盆過ぎにこうした地芝居が催されていた。現在は多く消滅しているが、二〜三〇年前まで続けていたという村々は多い。青年団が中心になって歌舞伎や俄（仁和加・二〇加）を演じる。博多俄といえば一人話術か、二人の掛け合いによる風刺・洒落を旨とする即興芸を連想するが、村で演じられていた俄は多人数による芝居掛りのものであり、時代に沿った庶民の喜怒哀楽を折り込んだ演劇であった。歌舞伎のような台本はなく、自らストーリーを考案する。新たなネタを仕入れるため他所の俄をよく見物に行ったという話を、かつての青年団から聞くことができる。

約一カ月ほど練習を重ね盆過ぎに本番を迎える踊は、青年団による歌舞伎や俄のほか、子供たちの踊、婦人部の踊などが組み合わされて、夜遅くまで演じられていた。なかには役者を師匠として招き本格的に練習する所もあった。

博多湾から約四〇キロの玄界灘に浮かぶ孤島の福岡市西区小呂島では、写真1のように、盆過ぎの八月十八・十九・二十日に「万年願」という産土神七社神社の祭礼があり、青年団による歌舞伎が上演されていた。これは昭和四十四年の芝居の一コマである。同四十七年頃までは常設の舞台があったが、現在は鉄筋の公民館に建て変わり、「万年願」の内容も芝居からカラオケ大会へと変化している。かつて芝居で使用された衣装類は福岡市博物館に寄贈されているが、「万年願」に関する記録類は残っていない。ただし、芝居の稽古がなされた同所の岳神社には番付の板が打ちつけられており、また柱や板壁に若干の墨書も残る。昭和三十五年の番付は、

昭和参拾五年度

当島万年願大漁祭

狂言芸題

前狂言　一ノ谷□軍

大　切　五郎時宗二度敷皮

師　匠　熊本県菊池郡大津町

尾上八百蔵

振　付　市川仙花

写真１　昭和44年の「万年願」

太　夫　熊本県下益城郡松橋町

竹本清香

振　付　市川福造

はやし

役者芸名左ノ如シ

一小次郎　柴崎武士

一平山　阪東幸治

一梶原影高　柴崎敏克

（後　略）

とあり、大漁を祈願して奉納する芝居の師匠を熊本県から招いている。また柱には「時雨　クモリ　明治三十六年亀□□」の墨書もあり、現在は消えているがかつて明治四十六年の番付や「大正十三年　芦屋町　五十嵐熊太郎」「大正十五年　芦屋町　五十嵐熊太郎」など記されていたという。[6] 遠賀郡の芦屋町は寺中と呼ばれる役者たちが存在した地区であり、五十嵐組は著名な芦屋役者の座元名である。福岡藩領の芦屋と小呂島には「万年願」の芝居を通じた結びつきがあった。小呂島に住む中高年男性のほとんどは芝居を経験しており、各家ごとに「柴崎」「阪東」「江戸坂」「姉川」などの芸名が付いている。開演は夕方からで

あり、最初は子供たちによる舞踊、その後に青年団による歌舞伎が上演され、夜中まで続いた。三日間とも同じ内容なのだが、その日ごとに雰囲気が異なり、飽きることはなかったと島の人々はいう。

小呂島「万年願」も富永『日記』に見えるように、福岡藩領の村々で一般におこなわれていた盆俄と同一と思われるが、起源を伝える史料はない。富永『日記』によって、幕末期に俄・歌舞伎の地芝居が各地で上演され、上手と聞けば見物に行き、または他村へも披露に出かけるなど、相互にその芸が競われていた様子がわかる。こうした地芝居は一八世紀初期に発祥し、宝暦～天明期（一七五一～一七八八）にかけて全国的に普及している。[7] 福岡藩でも明和七年（一七七〇）に、町在浦を対象に歌舞伎・狂言を「子共ニ習せ」ることを禁ずる法令が出ており、[8] 村々で地芝居が催されていることがわかる。

芝居を演じる舞台について、今宿では安政三年に新設されたことが『日記』に出てくるが、同所の二宮神社境内には昭和三十二年竣工の舞台（「松原公民館」）が残る。写真2の舞台ができる以前は同所に古い舞台があったといわれるが、それが安政三年の舞台であったかどうか明らかではない。常設舞台がなくとも、仮設舞台で芝居が演じられており、かつて家々には畳一畳ほどの「バンコ」のような台（床という）があり、これを二〇～三〇ほど持ち寄り、幕を張って舞台を造っていたという。

周船寺は仮設舞台であり、嘉永六年（一八五三）には、糀屋甚五郎宅の裏畑に仮設舞台が設けられ、七月十六～十八日に上演された。この時の舞台はかなり立派だったようで、富永は「廻り舞台・引割・押出し等、都而舞台の結構成事近村の田舎者驚かざるハなし」と『日記』に記す。回り舞台を備えた仮設舞台は周船寺周辺になかったのであろう。しかし若者たちの「芸ハ甚見苦し」であった。

(2)（奈多の舞台）

福岡藩領において、現存する常設舞台は奈多にある。[9] 福岡市東区奈多は明治初期に戸数二四一戸、漁業五割・農業四割・商業一割の村であった。[10] ここの産土神は志式神社、境内には写真3の舞台が今も残っている。昭和二十三年に茅葺きから瓦葺きに変わったが、舞台内部の枠組みは以前からのものであり、楽屋・太夫座があり、舞台左右の袖には道具置き場、下手には屋根付の花道まで設けている。通

常、花道は芝居上演日に仮設される場合が多いが、奈多舞台の花道は真ん中から表裏に仕切られており、役者は裏側から花道に登場できる仕組みになっている。機構的に整備されたものといえよう。舞台前面の芝生が客席であり、縦二五メートル・横二二メートルの客席後方は約一メートルほどの盛り土がなされ、舞台に向かって緩やかな傾斜をなしている。ここに筵や莫蓙を敷き観賞する。まさに芝居を楽しむ野外劇場である。

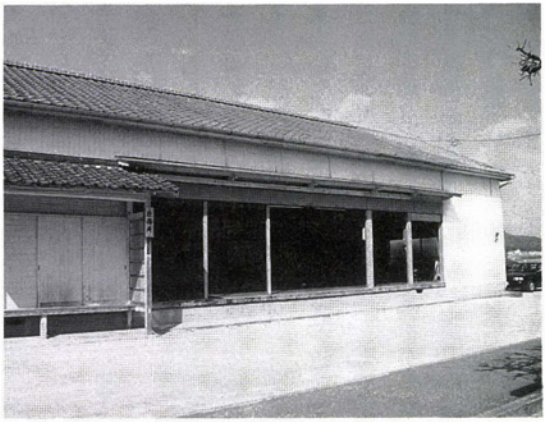

写真2　今宿の舞台

写真3　奈多の舞台

こうした舞台はかつて全国の村々にあった。昭和四十二～四十五年の全国調査によって一一一二棟の残存が確認され、その後の調査で廃絶したものも含めた農村舞台の所在地は二〇〇〇カ所近くにのぼる。[11] 建築年代の判明しているもので古いのは安永期、一八世紀半ばまで遡るが、大半は明治期以降の建築である。歌舞伎用の舞台が圧倒的に多

く、人形芝居専用の構造をもった舞台はごく少数である。歌舞伎を主とした舞台でも人形芝居を演ずることは可能であり、昭和六十年には奈多の舞台において、福岡県無形民俗文化財に指定されている「今津人形芝居」が上演されている。福岡県内にどれほど農村舞台が残っているか、まだ不明ながら、「三十年前に崩し、今は公民館に建て替わった」というような話は比較的容易に聞くことができ、かつて多くの農村舞台があったことを予想させる。村の舞台は、当初建築史家のあいだで関心の的とされてきたが、舞台内部の板壁や柱には、往々にして、その舞台で演じられた芝居の出演者や外題などが書き付けてあり、これらの落書きは村芝居を跡づける貴重な資料である。落書きがなくとも、建築物としての農村舞台の資料的価値は村芝居の民俗の証となるばかりでなく、舞台を建ててまで芝居をおこなってきた農村民衆の生活・社会・歴史についてさまざまな情報を内包している。

さて奈多の舞台はもとからここにあったのではない。明治二十八年（一九八五）、同じ粕屋郡の猪野村にあった舞台を金六九円で購入し、ここに移した。[12] 猪野の『猪野区協議会記録』には、舞台売却について「是ハ出席員売却同感ナルモ、他日部落総集会ヲ開設ノ上決定」とあり、売却が審議されている。部落総集会でどのように決定されたのか、また売却の理由などは不明ながら、明治二十八年『収入簿』には舞台売却代金六九円の内金三五円が計上されており、奈多へ売り払われている。猪野の舞台は、江戸後期に建てられたといわれ、もとは猪野神屋敷（現在は遊園地）にあって、伊野皇大神宮の祭礼時に村人による歌舞伎が奉納されていた。猪野一座と呼ばれた同村の役者たちは、農閑期に粕屋郡をはじめ宗像・鞍手郡の村々を回り、忠臣蔵や天神記などの役物を得意としていたと伝えられているが、明治十年代には一座も解散し、二十八年には舞台も売却されている。

猪野における地芝居の盛衰を跡づける記録類は見いだせないが、奈多へ移築された舞台は今も現役であり、四月一日の初老賀祭と七月十九・二十日の祇園祭では奉納芝居が演じられている。写真4は昭和四十四年の祇園祭における開演前の様子である。奈多の芝居は村人が演じる地芝居でなく、旅役者を雇っての買芝居である。

奈多においても記録史料をなかなか見いだせないが、志式神社宮司の稲光清孝氏による『お宮の由来』[13]は、祇園芝

居の由来を、天明四年（一七八四）に奈多で疫病が流行したため、村人は病気平癒の祈願をなし、遠賀郡芦屋の大蔵組を呼んで歌舞伎を奉納したことにあるという。このことを裏付ける確たる史料はないが、天明期の福岡藩浦々において、芝居が盛んに上演されていたことを知る記録はある。天明八年、浦奉行から達された『浦人教示条目録』[14]に、

写真４　昭和45年の祇園芝居

一惣浦中漁祭り之儀は、宝暦年中上より被仰出候ニ付、其以後毎年八月上・下浦ニ而祈禱執行申付候、初穂金・下行米等浦溜ゟ相渡候、願成就ニ踊相催候儀ハ明和年中ニも町郡浦共ニ一統稠敷倹約筋之儀被仰出候砌ニも御詮議有之候得共、浦人ハ御郡百姓と違、海上相働漁事筋ニハ気障之儀も有之と相聞候ニ付、其趣委申上候処、無拠趣御聞通相済、今以右之通執行来候段ハ浦人共格別難有事ニ候、然ルニ踊・あやつり之類入込候得ハ舞台を拵、相催ニも有之と相聞候、前段之通格別ニ被仰付置候儀を不相弁、臨時之物入相企候段ハ旁以不届之至ニ候、此已後若又舞台ヲ拵、踊相催候段相聞候得は屹度曲事申付候事

とある。宝暦期に藩側の奨励で始まった「漁祭り」は毎年八月に各浦で実施され、浦方の公的資金である「浦溜」から初穂金・下行米が支給され、願成就として踊が奉納されていた。確かに藩側が「漁祭り」を奨励している記録はあり、天明二年には上浦と下浦に対して「浦中漁為祈禱、例年之通右於両浦二夜三日執行仕候事」と命じている。[15]福岡藩の浦々は上浦と下浦に行政区分されていた。史料に記される踊は、一般に歌舞伎を指し、人形浄瑠璃の場合は操と

記される。踊・操が奉納されてきた「漁祭り」も、明和期の倹約令によって制限されそうになったが、漁民の「気障」を勘案してそのまま許可された。しかし、舞台を設けて歌舞伎や人形芝居を観劇するなど、「臨時之物入」を増加させているのは不届きとして、浦奉行は舞台での踊を禁止している。舞台を設置しなければ踊が許されたのかどうか判然としないが、文政二年（一八一九）にも「浦中大漁祭」における「見物事」、つまり芝居等をできるだけ経費が嵩まぬよう命じ、「軽き見物等」は勝手次第と命じている。[16]

こうした芝居制限令は、他藩領にもあり規制と緩和が繰り返されているが、その背景には盛んな芝居上演がある。天明期の福岡藩浦々でも盛んに芝居が演じられていたため、右のような法令が出されているのである。奈多において、明治二十八年に常設舞台が移築されてくるまでは仮設舞台を設けての芝居が奉納されてきたものと思われる。今日、奈多の人々は「万年願がかかっているので、祇園祭を止めるわけにいかない」という。老人から幼児まで氏子全員から切銭が集められ、役者雇用の費用に充てられている。

稲光宮司によると、かつては芦屋の役者を相島まで迎えにいき、上演後は博多湾対岸の今津方面まで役者を船で送っていったという。粕屋郡相島は玄界灘東部に浮かび、奈多に近い。ここには、芦屋方面から役者が船でやってきて、若宮神社の境内に舞台を掛けて芝居を演じていたという伝承が残っており、[17] また今津方面にも、[18]

〔嘉永三年　富永『日記』六月二十八日〕

今夕横浜ニ芦屋来蔵組おどり仕候、我も見物ニ行、甚面白し〳〵、尤役者選ぬき八、九人斗り、今度ハ参りし芸代彦山権現女敵討なり、役者の名余がしりたる者斗を左ニ顕ス

という記事が残る。横浜は今津に隣接する浦であり、ここに芦屋の来蔵組がやってきて歌舞伎を上演している。奈多の祇園祭は六月十九・二十日であったから、その後今津方面へ移動し、横浜の祇園祭で芝居を演じているのであろうか。前述の小呂島においても芦屋役者が師匠として招かれていたように、玄界灘の沿岸部を巡る芦屋役者の姿が浮かび上がってくる。

江戸・大坂など都市部で催される歌舞伎は、神社祭礼や町人の祝い行事とはかならずしも直接に結びついておらず、金主・座元・小屋主等が商行為として興行するが、

村々の場合は産土神の祭における奉納、豊作や豊漁の祝い、雨乞い・病気平癒などと結びついて演じられる。福岡藩において、村の祭礼にこうした芸能をもたらした役者とはどのような存在なのか、つぎに検討しよう。

二　福岡藩の役者集落――寺中――

(1)（芝居の始まり）

まず福岡藩において、何時頃から芝居が演じられるようになったのか検討しよう。博多年行司会所の公記録『博多津要録』[19]の寛文十年（一六七〇）十二月に、肥前国平戸へ行っていた鶴之助と竹之助を呼び戻すための費用を年番所が立て替えるという記事がある。これは、両者が「今度芝居物被仰付候」ためだった。藩から芝居上演を命じられた彼らは、同十二年八月にも箱崎宮放生会での「芝居」が許可される役者であった。箱崎宮放生会は一〇世紀に遡り、現在は九月十二～十八日に行われ、博多祇園山笠・博多どんたくと並ぶ福岡市の三大祭りである。中世末期の兵乱で一時中断したが、延宝三年（一六七五）に再開されたといわれる[20]。しかしその三年前には右のように「箱崎放生会ニ而小芝居」が催されているのである。また寛文十三年（延宝元、一六七三）、箱崎宮放生会のすぐ後に開かれる馬市においても芝居が催されていた。

一箱崎馬市ニ芝居物被仰付候、右相済候以後馬出し村へ二三日御赦免可被下候様ニと申上訴状之事

御理申上ル事

一箱崎村ニて毎年馬市被仰付ニ付、為市祭追入物被仰付ニ付、座之者共宿之儀馬出村ニ被仰付候、就夫二日三日なとハ座中之者共賄さへ仕候ハ、芝居ヲ仕りくれ可申由、只今座中之者共申候、尤芝居惣肥作り立、又者とき申も馬出ニて日用ヲやとひ仕ル儀ニ御座候、右之日用銀取不申村中よりとき遣シ候ハ、其者召置借し可申由只今何も申候条、御定ノ日限之外ニ三日馬出村ニ被仰請被下候ハ、忝可奉存候、左候ハ、馬出通り宿屋宅見苦鋪御座候ヲ見分能様ニ少々取繕申度奉存候、勿論右之首尾ニテ御座候故、只今手前ゟ銀なと入申儀ニてハ無御座候条、何とそ成り申様ニ被仰請可被下候、以上

寛文拾三年
八月十六日

馬出村庄や　与左衛門

同村頭百姓　四郎右衛門
同　孫　次　郎
浅原九兵衛様
松岡彦太夫様
尾上小兵衛様

右之通ニ付、達御耳願之通二日御赦免被仰付候、則河村五左衛門方ニ申渡ス

これは福岡藩家老の寛文十三年『御用扣帳』にある。[21] 箱崎で馬市が開かれ始めたのは寛文元年以来のことであり、それまでは太宰府天満宮の放生会後に同所で開かれていた。しかし福岡から遠路であるという理由で箱崎に移されたのである。[22] 箱崎馬市の期間に「市祭」として「追入物」芝居が催されており、箱崎村の隣村である馬出村は小屋掛けや役者賄いを担当しており、同村が興行主になっての上演を求めている。背後には箱崎村と馬出村の芝居興行をめぐる問題があると思われるが、詳しいことは分からない。結局、興行収益で馬出通りを整備するという願は許可され、二日間の興行が許されている。この時の役者がどのような役者であったか分からないが、家老家に残る延宝期の一紙史料「箱崎芝居万入目銀之覚」[23] は、総勢六七人の「上方」役者たちによる芝居が八月十日から二十九日まで行われ、総費用は銀一五貫六百三八匁余であったと、藩側に報告されたものである。当時、すでに上方役者が福岡方面へもやってきている。

博多においても、総鎮守櫛田宮の本殿葺替え費を捻出する目的で、博多年行司たちは延宝九年（一六八一）と天和三年（一六八三）に芝居許可を申請している。[24] 天和三年の申請では「大芝居」の許可が降りないので、「小芝居十ケ年程」を求めた。この願が認められたかどうか分からないが、宝永二年（一七〇五）には芝居が開かれている。[25] 芝居の期間は六月十日前後から十五、六日までの七日間であり、櫛田宮の大祭〈博多祇園山笠〉の時の芝居上演である。二日間の「夜芝居」も許されており、役者は上方者でなく「御当地之寺中并植木・芦屋之寺中」たちであった。ここでは福岡藩内の役者―寺中―が芝居を演じている。

以上のように、一七世紀後半には福岡藩の都市部や都市近郊の大社で芝居が催されている。農村部ではどうだろうか。鞍手郡頓野村では、[26] 早く慶安二年（一六四九）に福智宮社殿建立を機として「市賑見セ物芝居等」が始まったという記事がある。また寛文八年（一六六八）に「多賀神社

奉納踊、芝原にて興行」、同十一年に「貴船川触口願解踊」などとある。同じく鞍手郡植木村に居住する軽禄家臣が記した『直方旧考』[27]には、延宝九年（一六八一）に、

一同年大干魃故、七月十一日於妙見社、雩御祈禱有之、植木寺中のもの躍興行、其日より雨降出す

とあり、翌年の雨乞いでも植木寺中の「操興行」によって雨が降りだしたとある。このように農村部でもほぼ同時期から踊・操が演じられているのである。植木寺中による踊・操の具体的内容は不明ながら、歌舞伎・人形浄瑠璃が演じられたものと思われる。

慶長八年（一六〇三）に出雲大社の巫女と名のる阿国によって創始された歌舞伎は、中世末期に流行した風流をはじめ念仏踊・幸若女舞・ややこ踊などの諸芸を引き継ぎ、歌と踊を中心とするミュージカル風の内容であったといわれる。演者の容色が売り物であったため、寛永六年（一六二九）に風俗を乱すという理由で女歌舞伎が禁止され、つづいて若衆歌舞伎が禁止され（承応元年、一六五二）、寛文頃から演劇性への脱皮を始める。元禄期には、今日、元禄歌舞伎の名で回顧される芸術的達成が遂げられた。また人形浄瑠璃も中世の語りものである浄瑠璃と、呪芸あるいは祝福芸としての古来の性格を備えた人形劇とが結びついて成立した芸能であり、一七世紀初期に京都の四条河原で興行されており、その後半期には大坂道頓堀に竹本座が開かれ、まもなく開かれる豊竹座とともに人形芝居全盛期を形成する。[28]

元禄期、三都の中央劇団が確立するのと同時期、安芸国宮島や讃岐国金比羅、豊後国府内藩城下浜の市など、各地の城下町や門前町などで定期的な芸能興行が始まり、尾張国和泉屋座・播磨国高室などの地方劇団も登場してくる。[29]福岡藩の寺中もそうした地域の役者集団であり、一七世紀後半には村や城下町の祭礼に登場してくるのである。

元禄元～十六年（一六八八～一七〇三）に編纂された貝原益軒『筑前国続風土記』[30]には、植木宿の一角に三〇軒ほど存在する寺中はもと空也伝来の九品念仏をこととする念仏衆であったが、今は「歌舞・傀儡」を業としている、とある。鞍手郡植木のほか、遠賀郡芦屋・志摩郡泊・博多聖福寺の四ヶ所に寺中がおり、いずれも念仏衆の系譜を有している。つまり彼らは中世の雑芸者「鉢たたき」「鉦たたき」等と称された回国遊行の念仏衆たちの末裔ということになる。こうした系譜をもつ役者集落は福岡藩の筑前ばか

りでなく、豊前・豊後地域にも存在する。[31]「中津芝居」「嶋原狂言」「杵築芝居」と呼ばれた役者村は散所と呼ばれている。散所は荘園内の一部にある地子免除の特定地域で、貴族や寺社のために供御奉仕や掃除役、物資運搬や卜占、祈禱、寿祝にたずさわる中世芸能民の居住地を指す。寺中もまた寺院に隷属して境内、寺領に居住する下層民の謂であって、ともに中世からの雑芸者たちである。[32]

祈禱等にたずさわったいた念仏衆たちが新たな芸を身につける。益軒はそのことを「専世俗の好みにしたかひ、淫靡の歌舞を以て、四方に餬ひ」という。彼らが歌舞伎・人形芝居などを身につけ、村の祭礼で披露することによって、それらは農村部へも急速に浸透していったのである。中世の念仏衆から近世の役者への転身の過程で、かつて有していた宗教的色彩は薄れ、演劇的なものへと変化していくが、近世前期にはまだ宗教的意味合いをもち、そのことが人々からも期待されていた。

例えば、遠賀郡下上津役村に在村した武士の一族である医師が作成したオリジナルテキストをもとに、同村庄屋が補筆して享保二十一年（一七三六）に完成した『村用集』[33]によると、かつて同村で牛馬倒れが発生し、「悪龍霊きのわさ」によるものだとして、若宮大明神の神前で「仏道の九品をまひ」奉納したが効果なかった。そこで他所に遷宮し、ふたたび「踊一座」を奉納したところ、牛馬の難はなくなった。しかし数年で踊奉納は途絶したため、寛文二年（一六六二）頃から牛馬難が目だちはじめ、同三年から再度の「御神事のおとり并九品」が始まった。それを担当したのが「芦やおとり」の寺中たちである。『村用集』の筆者は、後世に牛馬倒れが起こったときは「九品おとり」を奉納するようにと記す。寺中による踊は願意を成就させる呪力をもつものとして認識されていたのである。

(2)（芦屋寺中）

福岡藩寺中のなかで最大は芦屋であった。遠賀川河口に位置する芦屋は古くより港町として栄え、近世期には「芦屋千軒」と呼ばれる物資集荷地として繁栄した。行政的には町方・浦方・村方の三つに区分され、町方には東町・船頭町・金屋町など一六町と寺中町がある。元禄期の寺中町軒数は数十戸、寛政期（一七八九～一八〇〇）には三二六人、文政四年（一八二一）に二九一人、嘉永元年（一八四八）に二八四人、明治五年（一八七二）は七一戸であっ

た。[34] 近世後期の寺中町人口は三〇〇人前後、戸数約七〇戸で構成されている。

明治三年に提出された「安長寺由緒書」は寺中の伝承を簡潔にまとめている。[35] それによると、空也が多くの弟子を引き連れて諸国回巡のとき芦屋に道場を設け、ここを基盤に弟子たちが念仏踊を広めた。これが「芦屋念仏」の起こりであり、自分らは「空也上人徒弟の末流」という。こうした伝承はすでに元禄期の『筑前国続風土記』にも見える。しかし今日、念仏踊の始祖は空也でなく、鎌倉期の時宗開祖である一遍が空也念仏を継承したかたちで実践し、流布させたものであるとされる。[36] 芦屋寺中がもともと居住していたのは、応安元年（一三六八）の開基とされる芦屋の時宗寺院、金台寺門内であった。

芦屋寺中は慶長十年（一六〇五）、金台寺から祇園崎の御茶屋跡地に移された。移転を伝える史料は、[37] 芦屋の村役人から「念仏衆」宛で出され、移転契機として「津内屋敷」の設置をあげている。「安長寺由緒書」に記される「慶長年中、長政公様御入国之砌、往古之地は御用地ニ被召上」の記事はこのことを指していよう。芦屋の村役人たちは、移転条件として「御公役」免除をあげ、今後「御てんやく」が課されても自ら「侘言」することを約束している。そして七〇年後の延宝五年（一六七七）、「念仏衆」は再び移転させられた。その時の史料には、[38]

遠賀郡芦屋祇園寺境内寺中町之儀、今度従公儀御川御座船手加子中被召置候ニ付、御茶屋屋敷ニ境内引替被仰付候、此已後寺中之者共往古神人之通ニ千光院ゟ被為下知、弥祇園寺境内相極、諸公役等御免之趣重畳申渡候、後日為証拠、如件

延宝五年　　御代官　花房源右衛門（印）
己三月
遠賀郡芦屋
千光院
寺中町竪横間坪数
百七拾間者　竪坪数
五拾二間者　但シ西ハ祇園宮山地ニ境、東ハ川切

とある。宛所の千光院は延宝期に隣村の岡垣村から祇園宮の傍らに移され、宮司の坊となったもので寺中町を管轄した。藩の御船手の船頭たちを居住させるため、寺中を「祇

園寺境内」に移したのである。祇園寺・祇園宮と呼ばれる岡湊神社は芦屋の総鎮守として信仰をあつめた旧県社であり、その坊官が千光院、境内に寺中町が設置された。竪七七間・横五二間の寺中町の人々は、当初は「念仏衆」と呼ばれていたが、この時期から「寺中」と呼ばれるようになっている。彼らは「諸公役」が免除される一方、神人として祇園宮への奉仕が義務づけられており、その一つが祭礼時の芝居奉納である。

寺中の活動について、寛政元年（一七八九）に芦屋寺中が藩へ願った内容を要約すると、[39]

宗門帳に記される寺中人数は三二六人であり、そのうち他藩領へ興行に出かける者には往来切手が出されている。また藩内を巡ることも許されているが、最近は他藩領でも福岡藩領でも芝居の禁止・抑制が一般的であり、寺中は生活に困っている。そこで宝暦七年（一七五七）に郡代へ願い、六月十五日の芦屋祇園祭での「追出芝居」が許可され、天明四年（一七八四）まで続いたが、翌年には田方損亡・郡代交代もあって中止となった。以来難儀しているので、祇園祭での芝居を許可して欲しい。

というものである。藩側でこの要求を検討した結果、他に寺中町を救済する方法はないとして、晴天七日間の芝居興行を許可している。その時、藩役人は『筑前国続風土記』を参照し、寺中は「外ニ渡世無之もの」だから「御救」として許可を出している。寺中は、農閑期に各地を巡るような役者たちでなく、専業の役者集団であった。

芝居が許可された芦屋祇園祭は、寺中が属した祇園宮の祭であり、かつては山笠が町々を巡っていたが、現在は子供山笠がおこなわれている。芦屋総鎮守の祇園宮祭礼に寺中がどのように関係しているのか、宝暦十二年に千光院が差し出した「口上之覚」をあげる。[40]

遠賀郡芦屋岡湊宮由来之事

（中　略）

一恒例之祭祀　三度

正月会　六月会　十一月初卯桐掌祭

一正月十五日・十六日祭

但シ十六日、毎年為御法楽歌舞伎踊、寺内之役者共相勤来候事

一六月会　十四日・十五日

但シ十四日、御幸自往古有之候事

一十四日・十五日、氏子津中ゟ花山笠踊等古来ゟ御免有之候事
一十五日、為御法楽寺内之役者共踊相勤来候、尤只今十四日ゟ御祭祀為賑寺内之役者為御救、精(晴)天一七日之間、追出芝居毎年御免被為仰付候事
一御末社之内弁才天社祭祀、四月朔日より七日迄之間古来ゟ年々開帳仕候、尤以前ハ一七日之間追出芝居年々御免有之候得共、只今相止居申候事
一正月・六月両度踊有之候節ハ、寺中之者江為賄料郡中ゟ八木拾八俵宛御渡被下候得共、近来相止候事
右寺内之役者共之儀ハ、往古御神人之者ニ候間、政所方・三十人方と申、御社江給仕之者ニ御座候事

まず正月会において、寺中は「法楽」の歌舞伎を奉納するならわしであった。法楽とあるから木戸銭を必要としない無料の芝居である。六月会の祇園祭では、津中の人々が花山笠踊をするとともに寺中の芝居がある。これも法楽芝居であったが、当時は七日間の「追出芝居」となっている。追出芝居とは総踊など最後の出し物の意味であり、これによって見物客を場外に出す。つまり法楽と違い、木戸銭を必要とする興行形式の芝居であった。だから、先にあげた寛政元年の申請において、寺中は自らの困窮を訴え追出芝居の許可を要求しているのである。もともと芦屋寺中は正月と六月に法楽芝居を勤めてきたが、何時頃からか六月は追出芝居に変わり、それにともなって遠賀郡から賄料として支給されてきた米一八俵もなくなっている。その他、寺中は末社の弁才天社においても四月一日から七日間の「追出芝居」が許可されていたが、この頃には中止となっている。

寛政元年に芦屋寺中が求めた追出芝居は許可され、翌年の祇園祭で興行することができたが、その後は禁止され、ふたたび同六年に許可されるというように、禁止と許可が繰り返されている。専業集団である寺中にとって、藩側の芝居禁止・抑制令は死活問題であり、たびたび「御救」芝居の申請が出された。また延享元年（一七四四）には、芦屋寺中からの要求でつぎの決定が下された。[41]

他国より入込候寺中追払、決而御国内へ入不申様との御触状、七月三日ニ相廻り申候、是ハ芦屋・植木難儀ニ付、芦屋寺中より願出候由、高村幸右衛門様より触来候他国役者の排斥を求める要求を受け入れ、藩側がその触状を出している。藩権力と寺中の関係については不明な点が

多いが、藩側は公役免除のほかに、他国役者排斥などの保護策を講じている。ただし、寺中の独占はそれほど長く続いておらず、延享三年（一七四六）には芦屋で「豊前蟹五郎座芝居」があり、寛延元年（一七四八）にも「大坂丹後屋茂十郎芝居」があった。[42] 芦屋で開かれる芝居でさえ寺中の独占でなく、上方役者の来演もあった。各地の役者たちとの競争のなかで、福岡藩の寺中たちは藩権力を頼ることで、その存続を計ろうとしている。

文政期（一八一八～二九）の祇園宮には舞台があった。御神輿堂・参籠堂・鐘堂とともに「踊舞台　三間三間　津中」と記されている。[43] 前述の奈多舞台に比べると小さいが、ここで芦屋寺中による芝居が催されたのであろう。約七〇軒の芦屋寺中が一同に演じるほどの大きさでなく、寺中の各座が交代で勤めたものと思われる。芦屋寺中の組織は、富士本座・玉川座または五十嵐組・来蔵組・勘四郎組などに分かれており、各座・組に属している役者は、座長（座元）に対して絶対に服従せねばならない掟であったという。

天保四年（一八三三）「質入仕借用証文之事」には、[44] 座元坂本来蔵のほか一六人の名前が記され、「坂本座」として金三五両を借りている。播磨国高室の役者村が盛んであった頃、七座あって毎年二〇人前後で巡業に出かけていたといわれるから、芦屋でもほぼ同数で一座を形成している。彼らの巡業先について、福岡藩内ではいくつか確認できるが、他藩領での活動は明かでない。ただ、周防国川棚を根拠地とする川棚芝居の座元が記した『若嶋座一巻』[45] をみると、宝暦～明和頃、若嶋座が芦屋や植木・中津（豊前国）・添田（豊前国）の役者を抱え、九州各地や大坂を巡業した記事が散見される。例えば「二月に入り九州おもてへ、役者をかゝへ行、芦屋・添（植カ）木に是なく」（宝暦十年）などとある。地元の役者ばかりでなく、各地の役者を抱えて相互に交流し、芸を磨いていた地域の役者集団の姿が想像できよう。

芦屋の寺中には「筑州御前座」の額が伝来しており、[46] 藩主の御前で芝居を演じることもあったが、明治後半期には多く離散し、芦屋最後の役者山村絹太郎は昭和二十九年に死去している。

他所の寺中も明治後半頃から離散したと伝えられ、その活動を伝える記録はほとんど残っていない。聞き取りを含めて若干述べておくと、志摩郡泊村には、空也の創立と伝

えられる大日堂があり、「大日堂の傍に鉢たたき数十人居られしむ、是空也上人所化の遠孫也」と『筑前国続風土記』は記す。空也を祖とする泊寺中の役者たちを「大日役者」と呼んでいたという伝承は残っているが、かつて寺中が住んでいた地区に子孫の人たちは住んでおらず、大日堂があった場所も今は「泊保育所」となっている。これは寺中の離散により、大日堂を守る人がいなくなり、大正十三年に同村桂木寺へ移した結果である。

泊寺中の戸数について、元禄元年（一六八八）は一五軒・七三人、享保二年（一七一七）は一〇軒・五三人、天明五年（一七八五）には一〇軒・三三人、天保期（一八三〇～四三）には八軒・二二人となっている。[47] 芦屋に比べるとはるかに少なく、近世後期にかけて衰微していったようである。寺中の人口を書きあげた右の記録類において、寺中は区別して記載されている。例えば、天保期の泊村戸数は八三軒、これは百姓数であって、他に「寺中町八軒　人数二二人　男十二人・女十人　寺中町ニ住者、歌舞狂言ヲシテ世上ニ勧進ス」とある。寺中は百姓と区別される身分であった。

こうした身分的区別は他所の寺中も同様であった。芦屋総鎮守である祇園宮の祭祀組織は寺中町を除く町と浦方で構成され、祇園祭のときの御神幸は寺中町を巡らない。[48] 寺中は祇園祭で芝居を演じていたが、決して氏子として祭りに参加しているのではなかったのである。御神幸が寺中町を巡るようになったのは文化六年（一八〇九）のことであった。博多聖福寺の寺中についても「但シ、寺中町・柳町ハ指除ル事」とあり、寺中町と遊女の住む柳町は、藩からの通達など一般の町と区別されていた。[49] また天保五年（一八三四）、遠賀・鞍手郡の大庄屋と郡代役所は「御救銀」の配布をめぐって、「寺中・皮多」を「平人」と同じく配布の対象とするかどうか交渉した。[50] 寺中らへも同様に配布すべだとの意見もあったが、数度の交渉の結果、寺中・皮多は配布対象から除外された。皮多とも異なる寺中の身分的位置づけは今後の課題である。

鞍手郡植木についても、かつて寺中が住んでいた地区に空也像を安置する堂が残る程度であり、確たる記録は伝えられていない。ただし、京都紫雲山空也堂の縁起を写した『空也堂略縁起』『空也堂添書写』が残る。[51] 後者には、貞享四年に京都の「紫雲山光勝寺」から「筑前鞍手郡植木寺中町　松尾太左衛門」に宛てたとの奥書があり、植木寺中

が京都の空也堂縁起を取り寄せ、自らの縁起とした可能性がある。芦屋につぐ寺中町であった植木寺中の活動について、同郡山崎村の庄屋が記した正徳四年～宝暦十二年の『万年代記帳』[52]をみると、元文四年（一七三九）、稲荷社への雨乞祈願成就として「うへ木和泉や伊左衛門組」による操があり、延享元年（一七四四）には植木の太郎八組八人が「毘沙門様へ風雨願」として操を演じている。こうした記事はたびたびあり、なかには「中津　豊崎尾上組中座」（延享四年）「日田　田嶋伊太夫組参初メ」（同五年）「中津　西国や彦五郎組八人」（寛延元年）「上方役者　中村助太夫殿参」（宝暦九年）などの他国役者も登場する。

博多聖福寺の寺中については、かつて聖福寺域であったという一角に寺中町・普賢堂町・西門町・蓮池町と呼ばれる町並みがあり、戦前まで祭文語り、浪花節語りなどの芸人が住んでいたという伝承が残る程度である。

以上、中世の念仏衆から近世の役者へ転身した福岡藩の寺中たちは、領内四ヶ所に小集落を形成して住み[53]、村や都市部の祭礼に歌舞伎や人形芝居をもたらした。武士である貝原益軒にとって、これら寺中の存在は「人心をとろかし、風俗をそこなふ」ものに過ぎなかったが、村々ではこれを受け入れ、盛んに芝居が演じられていく。村に住む人々がどれほど芝居等を見ていたのか、つぎに検討しよう。

三　安政三年　富永『日記』の芝居関係記事

最初に紹介した福岡市西区周船寺の富永家には、その経営内容をうかがわせる史料も残されていたと思われるが、現在は数点の『日記』と若干の漢籍類が残るのみである。『日記』は農村部上層のものであるが、村役人の『御用日記』などと違い当時の生活情報を数多く含んでいる。安政三年（一八五六）『日記』を中心に、一年間の祭礼・芝居に関する記事を拾ってみる。

（正　月）

この年の周船寺では元旦から火事があり、正月行事どころでなかったが、風なく類焼は避けることができた。正月十一日は例年新帳簿を作る「帳とじの祝ひ」があり、これは家内だけで儀式をおこなう[54]。通常ならば太宰府天満宮や箱崎八幡宮などへ初詣に出かけるのだが、今年は元旦から火事、六日には前庄屋の欠所処分もあり、いつもと違う一年の幕開けであった。それでも二十二日には一泊で宗像郡

宮地嶽神社へ参詣、二十四日はかねて信仰している愛宕大明神へ詣り、火難の除災を願った。愛宕神社は周船寺から一〇キロと離れておらず、帰宅すると、五十嵐組熊五郎ら三人が来村していた。富永は、

五十嵐組熊五郎・踊り子両人連、家々を踊らせ申候、内にてハ千本桜の道行と妹背山深七場、都合二段と其外手踊様の物一段踊り申候、浄瑠璃ハ引語りにて、嵐熊五郎いたし候、三人連の狂言珍敷、至極興を催ふし侍る

と記す。芸人は五十嵐組の名から芦屋の寺中であることがわかり、彼らがこうした少人数でも廻村していたことを教えてくれる。通常の芝居を演じる人数ではなく、家々を訪問しその一コマを披露していたのであろう。

三十日には獅子舞がやってきた。もっと以前に来る予定だったのだが、前庄屋の欠所などあって、村役人が入村を断っていたのである。そのため「子供中大に力を落し、間にハ内に行母親にあまへ、又ハ泣も有て」と、獅子舞を楽しみにしていた子供たちが落胆し、これを見かねて呼び寄せた。「秘術を尽」して舞った獅子舞の外題は、「獅子ゑひろい之段」「よんごふ獅子討の段」「獅子鬼女争ひの段」「獅子万作踊りの段」であり、花代として三五〇文が払われている。これは家々を廻る専門の獅子舞集団であり、なかには軽業をするものもいた。

（二　月）

二月一日は、村借財が片づいたことを祝ってお龍があり、酒飯の宴が神社で開かれた。周船寺の産土神は伊都神社。同日には隣村の飯氏・徳永へ「女原獅子」がやってきた。笛・太鼓の音を聞きつけた富永は子供を連れて出かける。八日にも「女原獅子」が来村しており、富永は「誠に西郡第一番」の獅子舞に感心する。周船寺に近い女原村は、元禄期に宮崎安貞が居住し『農業全書』を著した所である。嘉永六年の三月十七日にも「女原獅子」が来村している。この時の獅子舞には「関東の芸者」による曲芸があり、「手鞠の曲付、刀の秘曲、大豆と手鞠刀の取わけ」などを披露した。技に感心した富永は上酒一本と札一八〇目を花代として遣わした。

十日は社日祭。社日は春秋の彼岸にもっとも近い戊（つちのえ）の日のことであり、ツチにちなんで土地の神を祀る日とされる。社日がどのような組織でなされたかわからないが、富永は「所々より社日祭りの酒など取に来り」という。この地域では、〈社日龍〉といって神社に弁当持参

で集まり小宴を開いている。酒造業を営む富永は忙しかったのであろう。そして十九日は例年通り荒神祭がある。家の守護神ともその中心である竈の神とも意識される荒神は、土間に荒神棚がしつらえられ、四季の土用を中心に座頭を招き、荒神経をあげる。座頭は「相原大先坊」であった。

（三　月）

三月に入ると、高祖神社の神楽や角力・浄瑠璃などが催される。まず二日に前原宿の目明しから借金の申し込みがある。これは「アヤツリ芝居の元手」とするためであり、富永は何度も断ったが、しかたなく一両を出した。返済が期待できるものではなく、富永は「質屋と申者ハ、目明し付合に困り入申候」という。興行主の目明しが押借りしているのである。興業は二日から始まっており、出資者の富永が行けば「大羽振」だったが、見物には行かなかった。十一日は、女原村の知人からの案内で浄瑠璃見物に出かけた。富永はとても面白かったらしく「久方ぶり斯面白き浄瑠璃を聞」と記す。十六・七日は幕府領となっている同郡の香力村興福寺へ角力見物。力士は怡土・志摩郡をはじめ早良郡などから集まり、名人ばかりであった。とくに肥前国神崎郡の虎ケ嶽という名人も参加しており、「誠に能見物」という。そして十八日、同郡内の中津藩領深江村から獅子舞が来た。女原獅子と違い「さま〳〵の奇術」をする獅子舞であった。二十六日は例年通り高祖神社の大神楽がある。

高祖神楽は、福岡県の無形民俗文化財に指定される出雲系統の神楽であり、現在は四月二十六日に奉納されている。当時から賑わっていたようであり、嘉永三年には「数万人」の参詣があったという。誇張もあろうが、怡土郡随一の賑わいであった。家族とともに参詣した富永は「参詣人、近代未曾有の大勢」だったと記す。

（四　月）

農作業も本格化した四月二十三日に「博多獅子」がやってきた。これも「手まりの曲付、居物の奇居」などの軽業を披露し、西から東の方へ廻村していったという。花代として酒一升・札五〇文を遣わした。このように、正月から四月までの周船寺には、さまざまの軽業をともなう獅子舞が来村している。西日本に広く分布している伊勢大神楽系の獅子舞であったかどうかは不明である。この年の四月は何の芝居もなかったが、嘉永七年には周船寺で操を催して

いる。これは「あやつり七人組」が来村し、「若者中世話」による上演であった。場所は五右衛門宅、外題は「和田合戦女舞鶴」「日吉丸稚桜」などであった。「頗る上手」だったという富永は、若者中から花代として銭一〇〇文を払ったと記す。この芝居は村の祭礼と結びついたものではなく、たまたま来村した役者たちと若者中の交渉によって成立した芝居である。こうした不時の芝居も村々で催され、その情報はすぐさま周辺に伝わっていた。右の操はその日のうちに飯氏・徳永・北原村へ伝わり、「見物人夥敷」やってきた。

（五　月）

五月五日の端午節句、横浜浦に芝居があった。役者は「植木組の役者」であり、鞍手郡植木寺中による踊であった。周船寺から大勢見物に出かけ、富永も行った。外題は「伊賀越道中双六」、これを四段ほど見物して帰る。ただしこれは内緒芝居であり、富永は「是ハ極内分にて余り見物の多きを嫌ひ、謀事にて極隠秘にしていたす、され共又其謀事とあらん事を予め察して当所辺よりも行し者有」と記す。藩の許可を得てないため、多人数が集まるのを嫌っていたが、芝居開催の情報を得た周辺の人々は「極内分」であるなしにかかわらず、見物にやってきている。

田植えも一段落した二十八日、富永は縁者とともに博多へ芝居見物に行く。博多の芝居は田舎と違い、役者は「上方役者ばかり」であり、あまりに面白かったのか、富永は翌日も一人だけ残って見物し「結構成事筆紙に書解難し」という。外題は「伊賀越乗掛合羽」「兜軍記琴責の段」などであった。

（六　月）

六月は各地で祇園祭が催される。最大は十五日の博多祇園山笠であり、富永はほぼ必ず見に行くが、今年は多忙のため行けなかった。代わりに十六日に隣村飯氏で願成就の芝居を見ている。役者は近くの泊寺中、外題は「恋女房染分手綱」であった。十八日は周船寺の「夏祭り」。例年ならば「浄瑠璃かたり」（嘉永六年）「狂言踊り」（嘉永七年）などの「賑合興行」があるのだが、今年は「村方困難」により儀式だけで終わった。二十八日は、福岡湊町の商人加瀬氏の接待で博多で角力を見る。三月に香力村で見た角力と異なり、「江戸方幕之内」ばかりであった。

（七　月）

七日の七夕は、六歳の娘「お岩」などといっしょに七夕

を大書して祝った。子供が喜ぶのは「例格」だが、富永にとっても「頗る楽しミ」な祭であった。十四日は周船寺子供中による盆綱引きがあり、富永もこれに加わって汗を流す。あまりに頑張り過ぎたのか、後で気分が悪くなっている。富永はまだ二六才であった。盆礼も済んだ十七日、丸熊穴観音祭がある。これは最初に紹介した祭であり、村々で俄・歌舞伎などの地芝居が演じられている。嘉永三年には「若者チョイト狂言」が明け方まで催されており、「質入せしカヅラなど相談いたし借受、ケシャウを顔にぬりて、衣装など借て、姿ハ本との如くなれ共、芸ハ可笑き事限りなし」という。若者たちが衣装を借り、芝居を演ずるのはよほど面白かったのであろう。同六・七年にも「仕組踊」「にわか踊」が催されている。なかには玄人跣の若者もおり、嘉永六年に「八百屋お七　吉祥院之段」等を演じた政五郎・民五郎の若者は、「其術、役者も及び難き」というほどの名演技であった。

（八　月）

一日の八朔には、初児のある家では笹に短冊や下げ物をして飾り、親戚から祝いの品を送ったりするが、当時の周船寺では横浜海岸で「お汐井」をとり、お宮で「村中御龍」をしている（行事内容は不明）。十七日、隣村の板持で雨乞願成就として「泊り役者踊り」があり、家族は出かけたが富永は行かなかった。外題は「いざり敵討」。博多で上方役者の芝居を見物する富永にとって、泊寺中による芝居はあまり興味がなかったのであろうか。二十二日は太鼓や笛を囃しての虫追い、二十四日は秋の社日があり、この月の芝居見物はなかった。だが嘉永七年の場合は、二日に北原村の社日祭で相撲を見物し、十五日には泊村放生会で「大日の役者」（泊寺中）の歌舞伎を見物、十六・十七日は東村で「芝居相撲」「所の若者等の仕組踊り」を見物するなど、年度によって大きく異なっている。

（九　月）

収穫期の九月は各地で多彩な祭が催される。一日には疫病除けを祈願しての「御宮龍」があり、十七・十八日が周船寺の「神祭」であった。しかし今年は「大倹約」が発布され、神楽の儀式のみで終わった。よほど厳しい倹約令であり、郡目付等が廻村して取り締まっていた。富永は「客の往来少しもなく、家内の飲食も言語粗末」という。九月に〈おくにち〉といって氏神祭をするのは全国的なものであり、当地域では餅をつき、柿の葉寿司や甘酒を作って親

戚同士が往来する風があるが、この年はなかった。

倹約令は同年八月に出されている。[55] 全五九カ条の内容は衣食住・冠婚葬祭の生活全般にわたっての倹約を求め、「農業一筋」に専念することを要求する。このなかで祭や芝居に関する項目は八カ条を占める。

①祭礼時の御幸行列衣装は古例を失わない程度に控えること。

②神祭・満念願と称して踊・角力を催すとき、旅役者でなく地役者で手軽く済ますこと。

③祭礼での煮売店・酒店の出店は停止。

④山笠・山鉾は簡略にすること。

⑤盆の俄踊は勝手次第だが、前広の稽古は子供・大人ともに停止。

⑥虫祭・風留・悪病除・牛馬祈禱のとき、多勢集まり飲食しないこと。

⑦宮角力のとき、沢山の樽代を遣わさないこと。

⑧盲人以外、遊芸の稽古をしないこと。

こうした倹約令は安政元年にもあり、[56] それ以前の天保十三年にも出されていたが、[57] あまり効果なく若干の修正を加えて再発布された。発布されて間もない九月の祭はどこも寂しいものだったようで、恒例の高祖宮祭角力（二十六日）では「諸店・柑類店等一切停止」となり「至極さもしく」という。倹約令は福岡藩領でかなり徹底していたようであり、宗像郡でも秋祭のときの直会献立を大幅に削減している。[58]

例年ならば、高祖宮祭礼は大いに賑わい、周辺の村々の祭では盛んに角力が催されていた。嘉永七年には、七日に志登の角力、十九日に青木の角力、二十二日に今宿松原の角力、二十四日に久家松原の角力、二十九日に北崎の角力があり、富永はすべて見物している。

（十　月）

十五日、志摩郡の桜井宮で「中津役者」による芝居があった。これは、同年に江戸地震があり、福岡藩でも十月に入って「数度の地震」があったため、藩主が怡土・志摩郡の惣廟桜井宮・雷山宮に踊を奉納したのである。十五日が桜井宮、十七日が雷山宮、費用は藩の負担であり、富永は「誠に難有御信心」という。ただし遠方だったので見物には行かなかった。十九日、箱崎八幡宮参詣に家族とともに出かけた富永は、帰路の博多で歌舞伎を見物する。これはたまたま出くわしたようである。二十四日には横浜で

「来蔵組の踊」があった。倹約令によって「踊り珍敷折柄」だったので、近辺より見物客が押し寄せ、富永も夜から出かけて見物し「相応に面白し」という。来蔵組は芦屋の寺中である。二十六日、縁者の見舞いに同郡有田村へ行き泊まった富永は、翌日有田で「中津組役者踊」を見物する。有田は中津藩領だったから、福岡藩の倹約令に関係なく旅役者を雇っている。しかし横浜は福岡藩領であり、ここで催された芦屋寺中による芝居が藩の許可を受けたものであったかどうか、『日記』には何も記されていない。

十一月以降になると、芝居・角力等はあまりなく、この年も十月の芝居見物で終わっている。安政三年に富永が見物した（多忙等で見物できなかったものも含め）芝居・角力の数は、周船寺周辺で一三回（芝居一一回・角力二回）、博多で三回（芝居二回・角力一回）である。年により変動はあり、嘉永七年は周船寺周辺で二五回（芝居一五回・角力一〇回）、博多二回（芝居一回・角力一回）であった。安政三年がとくに多いわけでなく、むしろ倹約令により芝居見物の少ない年であった。博多へ出かけ芝居等を見物できるのは、酒造業を営む富永などの村落上層に限られていたであろうが、村々で催される芝居・角力には一般の農村民衆も出かけている。一村で催される芝居等の回数は決して多くないが、周辺の村々を含めてとらえるとかなりの頻度で催されているのである。富永『日記』によって、幕末期の福岡藩農村において、芝居が盛んに上演されていたことがわかる。博多の都市部には上方役者による興行があり、村々では藩内の寺中による上演が多い。村々では、寺中による芝居等を見物し、また自らも役者として芝居を演じて「連日の鬱」（富永『日記』嘉永七年八月十六日）を解消した。

村で催される買芝居や地芝居には若者中が大きく関与しているが、その具体像は明らかでない。天保四年倹約令に、若者が「村役ノ目ヲ忍ビ踊・操等催」すことの禁止条項があり、彼らが主体であったことをうかがわせる。最後に若者による地芝居の例をあげよう。

元治元年（一八六四）、鞍手郡下境村で盆俄が催された。[59] 当時は第一次長州戦争期であったが、「若手」の者による「仕組踊」が計画され、新北村妻太夫を師匠に招いての稽古が行われた。七月十七日に個人宅で「足がため」（総練習）をし、十八日に真教寺で披露した。外題は「おそめ久松」。これを見物した植木寺中がその上手さに驚き、勢いづいた若者たちは「芦屋寺中竹吉」という名老役

を招き練習を重ねた。配役は、

一大はんじニ　半市なり
一さだかニ　勘次郎なり
一こがの介ニ　作五郎なり
（中　略）
一こし元両人ニ　権平娘おいせなり・仁吉娘おきてなり

とあるように、男子だけでなく女性も加わっている。総勢三一人（男二三人・女八人）による芝居であった。彼らの衣装は「男女共に着類は仲々儘気にて書残しがたし」であった。八月三日・四日にお宮で興行し、評判が良かったので他村からも出演依頼がきた。八月二十六日に岡盛森水神祭で興行する予定となったが、長州戦争のため、小倉藩に隣接する鞍手には九州各藩の軍勢が集結してきた。しかし地芝居の盛り上がりは止まず、この件を村役人へ相談したところ、「御免は之無候得共、大目の向も」あろうということで許可された。岡森水神祭には隣村の上境村も「村仕立のあやつり」を演じる予定であり、両村の芝居は隣り合わせで演じられた。近辺の村々や小倉藩内からも見物客が集まり、評判は「下境の方見る者、又讃る者多し」という。筆者は下境村の者であり、これには贔屓が入っていようが、「俄連中はひとりとしてげいあしき物なくして、名人計り相揃」という希な出来映えであり、記録として残された。

このように、藩の芝居許可に関係なく、また世上の戦争状況に関係なく、鞍手郡の村々では地芝居が盛んに演じられ、競演していた。「御大変」の時であったが、「下モ下モ人気押へかたく」という状況であり、地芝居に熱中する若者たちに押されて、村役人も内緒の芝居を許しているのである。若者組が執行主体となって、芝居・角力・花火等を村の祭礼と結びつけて興行するのは一般的なことであり、一九世紀以降は新たな祭礼、「遊び日」をつぎつぎに要求していく。[60]

おわりに

以上、福岡藩領における村芝居の隆盛について述べてきたが、概略的な分析であり、村内部の実状は決して鮮明でない。若者中の活動や芝居費用、祭祀組織などを細かく分析する必要があるし、また幕藩領主から明治政府への権力交代がどのような影響を与えたのかも追究していかねばな

らない。

全国の芝居状況について、角力に見立てて一三二カ所を番付した文政八年刊「諸国芝居繁栄数望」[61]によると、三役以上は江戸・大坂・京都の大芝居が占めているが、前頭以下には各地の城下町や港町、宿場町、門前町が並んでいる。これは興味本位の刷物であるから、それほどの信頼を置くことはできないが、全国各地で定芝居の小屋が栄えていた様子は一覧できる。九州地域の最高位は一段目の西方前頭ー薩摩鹿児島であり、他はすべて最下部の四段目に位置する。東方として肥前有馬・肥前今川・豊後佐伯・肥後八代・肥後相良・肥後菊池、西方として筑前博多・肥前長崎・筑後久留米・肥後熊本・豊前小倉・肥後宇土が並んでいる。歌舞伎といえば大都市歌舞伎が取り上げられるが、背後には地方都市での歌舞伎興行があり、そしてこれら都市部を取り囲むように無数の村芝居が存在した。

「見る」だけでなく、「演じる」ものでもあった村芝居は、明治以降もますます盛んになっており、それは現存する農村舞台が物語っている。村芝居は、近世・近代の時代区分、研究区分を越えて検討しなければならない民衆文化である。

戦後、これら村芝居や村祭を支えてきた共同体が大きく変化し、その多くは消えていった。理由として、過疎化による人口減少、マス・メディアの浸透による娯楽の場としての祭の機能低下があげられている。[62]しかし一方で、「□□市民まつり」と呼ばれる行政体主導の祭が生まれている。新たな祭は、地域のまとまり、帰属意識の創出を求める行政側の要求と、故郷から切り放された不安定な自己を位置づけたいと願う住民側の要求との合致によって作り出されている。新たな祭に神が招かれることはないが、地域住民のアイデンティティの醸成をはかるという点では、伝統的祭礼と共通の性格をもつ。伝統的祭礼にしろ新たな祭にしろ、祭へ参加することは、個人の行動を規制し集団の規則に従うこと、共同性のなかへ個を解消することを意味する。このことは、共同体解体と自由な個人の創出を謳った近代の価値原理とは異なる。かつて、共同体とくに村の共同体は封建遺制とされ、共同体を壊すことが日本の近代を実現することだと声高に唱えられ、共同体再生の象徴である祭も同様にとらえられてきた。しかし現実には、自由な個人が集住したはずの都市において、集団の拘束のなかに個を閉塞させ、集団への帰属意識を醸成する祭が新たに

生み出されている。

この事態は何を意味しているのだろうか。個の自立をめざした近代の理想は夢だったのだろうか。[63] 近代を相対化する素材が、村社会で定期的に催されてきた祭のなかに見いだせないだろうか。本稿はそうした試みの第一歩である。

(1) 薗田稔『祭りの現象学』(弘文堂、一九九〇年)、柳川敬一『祭と儀礼の宗教学』(筑摩書房、一九八七年)。

(2) 肥後和男『宮座の研究』(弘文堂、一九四一年)ほか、安藤精一『近世宮座の研究』(吉川弘文館、一九六〇年)、原田敏明『村祭と座』(中央公論社、一九七六年)、竹田聽洲『村落同族祭祀の研究』(吉川弘文館、一九七七年)、高牧実『宮座と村落の史的研究』(吉川弘文館、一九八六年)など多数の成果がある。

(3) 三都や城下町、門前町などの都市部に比べると、農村部の研究は少なく、守屋毅『村芝居』(平凡社、一九八八年)や信州を対象とする古川貞雄『村の遊び日』(平凡社、一九八六年)がある程度である。

(4・10) 『福岡県地理全誌』(『福岡県史』近代史料編、一九八八年)。

(5) 「富永家文書」(富永計久氏所蔵)。

(6) 『芦屋町誌』六二五頁、一九七二年。

(7) 守屋毅『村芝居』(平凡社、一九八八年)。

(8) 松下志朗編『福岡藩法令集1』、一九七六年。

(9) 清川昭「『筑前の村舞台』に関する研究」(『第一保育短期大学研究紀要』九号、一九九二年)。

(10) 角田一郎編『農村舞台の総合的研究』(桜楓社、一九七一年)、角田一郎編『農村舞台探訪』(和泉書院、一九九四年)、景山正隆『愛すべき小屋』(冬樹社、一九九〇年)。

(11) 『久山町誌』下巻、六三二頁、一九九六年。

(12) 志式神社発行。

(13) 「法学部所蔵資料」kj18-f-31(九州大学法学部所蔵)。

(14) 『福岡藩御用帳』(一)一五九頁(『福岡県史』近世史料編、一九八八年)。

(15) 文政二年「達書」(『金内文書・今林文書・黒田文書』、津屋崎町史編纂室作成)。

(16) 『新宮町誌』九五八頁、一九九七年。

(17) 嘉永三年『日記』(「富永家文書」)。

(19・24) 『博多津要録』(秀村選三校訂、西日本文化協会、一九七五年)。

(20) 井上精三『どんたく・山笠・放生会』(葦書房、一九八四年)。

(21) 「三奈木黒田家文書」、九州大学九州文化史研究所架蔵。

(22) 「筑前之様子申上候事」(「永青文庫」、熊本大学付属図書館寄託)。

(23) 「箱崎芝居万入目銀之覚」（「三奈木黒田家文書」二七四七号）。
(25) 『福岡藩御用帳』（一）、三六頁（『福岡県史』近世史料編）。
(26) 『直方市史』上巻、一〇〇二頁、一九七一年。
(27) 『直方市史』資料編上巻、一九八三年。
(28) 河竹繁俊『歌舞伎史の研究』（東京堂、一九四三年）、『日本庶民文化史料成』七巻・人形浄瑠璃（三一書房、一九七五年）、芸能史研究会編『日本芸能史』四巻（法政大学出版会、一九八五年）など。
(29) 守屋毅『村芝居』（平凡社、一九八八年）、同『近世芸能興行史の研究』（弘文堂、一九八五年）、薄田太郎・薄田純一郎『宮島歌舞伎年代記』（国書刊行会、一九七五年）、竹下喜久男『近世地方芸能興行の研究』（清文堂、一九九七年）、神田由築「豊後国浜之市における芸能興行」（五味文彦・吉田伸之編『都市と商人・芸能民』）、同「近世芸能興行の『場』の形成と展開」（吉田伸之他編『身分的周縁』、部落問題研究所、一九九四年）、吉積久年「徳山遠石の祭市と芝居興行」（『山口県史研究』三月、一九九五年）などのほか、それぞれ自治体史等がある。
(30) 『福岡県史資料』続四輯、一九四三年。
(31) 椛田美純「くぐつの系譜・芸能村」（『大分県地方史』一二三号、一九八六年）、庵逧巌「北九州の役者村」（角田一郎編『農村舞台の総合的研究』、桜楓社、一九七一年）、高木茂「筑後国御原郡『踊り子哥八』について」（『部落解放史ふくおか』四五号、一九八七年）。
(32) 盛田嘉徳『中世賤民と雑芸能の研究』（雄山閣、一九七四年）、京都部落問題研究所編『近世の民衆と芸能』（阿吽社、一九八九年）。
(33) 『年代記』（一）、九二頁（『福岡県史』近世史料編、一九九〇）。
(34) 『芦屋町誌』、一九七二年（一九九一年に増補改訂版が出ている）。福岡藩の寺中については、『福岡県史』通史編――福岡藩　文化上――（一九九三年）にまとめられている。
(35) 原　宏「筑前芦屋の祭祀組織と寺中町」（『福岡県立折尾高等学校紀要』六号、一九六七年）、同「筑前芦屋の祭祀組織と寺中町――資料編――」（『山口大学　文学会志』一八―二号、一九―一号・二号、一九六七～八年）。
(36) 堀一郎『空也』一七四頁、吉川弘文館。
(37・38・40) 「千光院・寺中町関係資料」、林田守邦氏所蔵。
(39) 『福岡藩御用帳』（二）、二八四頁（『福岡県史』近世史料編、一九九三年）。
(41) 『年代記』（一）、四二六頁（『福岡県史』近世史料編）。
(42) 中原三十四校訂『遠賀郡鬼津村庄屋井ノ口家　年暦算』（自費出版、一九八六年）。

(43) 文政三年『鶴林山　祇園社　千光院』（「千光院・寺中町関係資料」）。
(44) 『芦屋町誌』六一八頁。
(45) 『日本庶民文化史料集成』六巻・歌舞伎（三一書房、一九七三年）。
(46) 芦屋町歴史民俗資料館に展示されている。
(47) 元禄元年『志摩郡御床触郡帳』・享保二年『畝高万記録帳』・天明八年『御床触村々風土記下調書上』（以上は「鎌田文書」）・天保期『怡土・志摩郡風土記』（仮題）による。これらは由比章助氏のご好意による。
(48) 原　宏「筑前芦屋の祭祀組織と寺中町」が詳しく述べる。
(49) 『博多津要録』三巻、解説（秀村選三校訂、西日本文化協会、一九七八年）。
(50) 新森良子「近世民衆史の泉　一九」（『部落解放史ふくおか』七四号、一九九四年）。
(51) 能美安男「空也堂略縁起」（『部落解放史ふくおか』六四・六五号、一九九二年）。
(52) 『年代記』（一）（『福岡県史』近世史料編）。
(53) 『福岡県史』通史編――福岡藩　文化上――、七三一頁。
(54) 民俗行事については、佐々木哲哉『福岡の民族文化』（九州大学出版会、一九九三年）。
(55) 安政三年『倹約定書』（「桑野（岳）文書」、桑野岳幸氏所蔵、福岡県福間町）。
(56) 古野清人『農耕儀礼の研究』一一頁、東海大学出版会、一九七〇年。
(57) 『直方市史』資料編上、三八四頁、一九八三年。
(58) 『福間町史』資料編四・宮座関係資料、一八・六〇・九二頁、一九九三年。
(59) 『直方市史』上、一〇〇九頁、一九七一年。
(60) 若者組と祭礼については、古川貞雄『村の遊び日』（平凡社、一九八六年）が詳しい。
(61) 庵逧巌「文政八年板『諸国芝居繁栄数望』について」（『芸能史研究』二〇号）。
(62) 小松和彦編『祭りとイベント』（小学館、一九九七年）、森田三郎『祭りの文化人類学』（世界思想社、一九九〇年）。
(63) 竹沢尚一郎『共生の技法』（海鳥社、一九九七年）が、家族や地域、国家や民俗などさまざまの共同体の可能性について検討している。

（みやざき　かつのり・九州大学九州文化史研究所助手）